

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和5年9月8日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区福祉人材育成・研修センター運営業務委託

(2) 業務内容

世田谷区福祉人材育成・研修センター運営業務委託

- ア 総合プラザの利用方法及びうめとびあ内他機関との調整
- イ 研修センター諸室・研修室等の利用調整及び簡易清掃等
- ウ 広報媒体の作成及び周知事業
- エ 研修等事業の実施
- オ 研修等事業改善案の作成
- カ 調査研究事業
- キ 運営委員会事務局補助
- ク 検討会の開催
- ケ 世田谷区介護人材対策推進協議会の運営
- コ 研修等事業所管課ヒアリングの実施
- サ 事業計画案、次年度事業案内の作成

(3) 履行期間

世田谷区福祉人材育成・研修センター運営業務委託

令和6年4月1日～令和11年3月31日（予定）

※契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とします。

2 参加資格要件

本公募に応募できる者は、以下の項目に該当する単独法人または複数法人による共同企業体とします。

(1) 単独法人

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- ①令和5年9月8日現在、法人格を有していること。
- ②令和3年度及び令和4年度において、福祉人材の育成や確保に関する事業を地方自治体より受託し、履行した実績が1件以上あること。
※ここで言う福祉人材の育成や確保に関する事業とは、事業内容説明書に記載の研修及び就職支援事業に類する事業を指す。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同上第2項による措置を受けていない者であること。
- ④世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- ⑤世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月28日23世経理第709号）に定める入札参加除外措置要件に該当しないこと。
- ⑥会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑦法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- ⑧労働関係法令に違反していないこと。

(2) 複数法人による共同企業体

次に掲げる要件のすべてを満たす複数法人による共同企業体（以下「JV」という。）とします。なお、JVを構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

- ①代表構成員及び構成員のすべてが前項（1）①、③～⑧の要件をすべて満たしていること。
- ②代表構成員及び構成員の全体で前項（1）②の要件をすべて満たしていること。
- ③代表構成員が、本業務全体の統括を担う能力を有すること。

※単独法人として参加表明書を提出した後は、新たに代表構成員や構成員としてJVを組成して応募することはできないこととする。

※JVとして参加表明書を提出した後は、新たにJVの構成員を追加したり、単独法人として応募したりすることはできないこととする。

3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人体制（実績、財務状況等）
- (2) 事業計画（本事業に対する具体的な提案 等）
- (3) 運営体制（職員採用、人材育成、安全管理 等）

5 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区保健福祉政策部保健医療福祉推進課 水谷、長濱

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 第二庁舎 2階 23番窓口

TEL：03-5432-2428

ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/004/d00205653.html>

E-mail：SEA03662@mb.city.setagaya.tokyo.jp

受付時間：土日・祝日を除く9時～12時及び13時～17時

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和5年9月8日（金）～令和5年9月21日（木）正午まで

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和5年9月21日（木）正午まで

場 所：上記（１）に同じ

方 法：上記（１）の窓口への持参に限る。

※提出に際しては、必ず事前に電話予約の上、ご来庁ください。

郵送等での提出は認められません。

（４）提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和５年１０月２４日（火）正午まで

場 所：上記（１）に同じ

方 法：予め電話にて連絡の上、上記（１）の窓口への持参に限る。

※提出に際しては、必ず事前に電話予約の上、ご来庁ください。

郵送等での提出は認められません。

６ その他

（１）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）契約保証金 免除

（３）契約書作成の要否 要

（４）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」

（５）関連情報を入手するための照会窓口 上記５と同じ

（６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（７）詳細は説明書による。

（８）提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。

（９）本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

（１０）正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と協議のうえ決定する。

（１１）本プロポーザルは事業者の選定を目的とし、提案書の内容に区は拘束されないものとする。

（１２）透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成１３年３月１３日、世田谷区条例第６号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

（１３）本件の成果物の著作権は区に帰属する。

（１４）提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。

（１５）提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

（１６）提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

（１７）提案書の提出後に２．参加資格の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

（１８）個人情報の取り扱いについては、「電算処理の業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。

（１９）参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提

案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価基準項目ごとの得点を情報提供する。